

船橋市強度行動障害加算事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市単強度行動障害者の支援を行う施設（以下「対象施設」という。）の運営者に対して、支援に要した経費を予算の範囲内において、船橋市強度行動障害加算事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、利用者の利用促進の向上を図るとともに、運営費の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定障害者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者が行う法第5条第11項に規定する指定障害者支援施設をいう。
- (2) 市単強度行動障害者とは、次の者をいう。
 - ① 障害支援区分5以上であり、多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）の別表二における行動関連項目の点数の合計が15点以上であると、市町村により判定された者をいう。

(対象施設)

第3条 この事業の対象施設は、支援対象者を受け入れている指定障害者支援施設のうち、法人が設置及び運営するもの又は船橋市が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に同項の規定により施設の管理を行わせているものに限る。

(対象施設の要件)

第4条 指定障害者支援施設は次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 医師については、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置していること。
- (2) 通常必要な生活支援員（人員配置基準上の職員に福祉専門職員配置加算を除く他の加算の算定に係る職員）の員数に加えて、加算対象者が1人から3人までの場合は、

当該加算対象者が1増すごとに常勤換算方法で0.5人を加えて得た数以上、加算対象者が4人の場合は、常勤の生活支援員2人以上、加算対象者が4人を超える場合は、常勤の生活支援員2人に、当該加算対象者が2又はその端数を増すごとに常勤の生活支援員1人を加えて得た数以上配置していること。

(3) 心理療法を担当する職員を1人以上配置していること。

(4) 居室は、原則として個室とすること。

(5) 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うための必要な設備を設けていること。ただし、構造上設備が困難な場合は、この限りでない。

(実施の申請)

第5条 この要綱に基づき船橋市強度行動障害加算事業を実施しようとする事業者は、船橋市強度行動障害加算事業実施施設申請書（第1号様式）に必要書類を添えて申請しなければならない。

(実施の承認)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査し、船橋市強度行動障害加算事業実施施設承認・否認通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第6条の2 第3条及び第4条の規定にかかわらず、市長は、事業者が船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）である場合は、申請を承認しないことができる。

(変更の届出等)

第7条 事業者は、承認を受けた事項に変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、船橋市強度行動障害加算事業実施施設承認事項変更届出書（第3号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、承認を受けた事業を廃止、休止、又は再開するときは、船橋市強度行動障害加算事業実施施設廃止・休止・再開届出書（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

(交付の対象)

第8条 この補助金の交付の対象は、指定障害者支援施設が市単強度行動障害者（船橋市

が支給決定を行ったものに限る。)の支援に要した経費とする。

(交付額の算定方法)

第9条 この補助金の補助基準額及び補助率等は別表1のとおりとする。

(交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする対象施設の事業者は、船橋市強度行動障害加算事業補助金交付申請書(第5号様式)に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、内容を審査し、補助の可否を決定し、その旨を船橋市強度行動障害加算事業補助金交付可否決定通知書(第6号様式)により、当該申請をした事業者に通知する。

(変更等の承認)

第12条 前条の規定による補助金を交付する旨の決定を受けた事業者(以下「交付決定者」という。)は補助金に係る事業の変更、中止又は廃止の必要が生じたときは、船橋市強度行動障害加算事業補助金変更等申請書(第7号様式)により、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業を行う者は、当該事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了した日から起算して20日以内に船橋市強度行動障害加算事業補助金実績報告書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときも、行うものとする。

(額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、その内容を審査し、補助金額を確定し、その旨を船橋市強度行動障害加算事業補助金確定通知書(第9号様式)により、交付決定者に通知する。

(交付の請求)

第15条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、船橋市強度行動障害加算事業補助金交付請求書(第10号様式)により、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、対象施設の事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 暴力団等であることが判明したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第11条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第16条の2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市強度行動障害加算事業補助金返還命令書（第11号様式）によりその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条の3 補助事業を行う者は、第16条第1項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業を行う者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業を行う者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなけれ

ばならない。

(交付の特例)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、船橋市強度行動障害加算事業補助金概算払請求書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

3 第14条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、その超える額について第16条の2及び第16条の3の規定を準用する。

(関係書類の整備)

第18条 補助事業を行う者は、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類その他の関係書類を整備し、これらを事業完了の日(事業の変更、中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(調査又は報告)

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業を行う者に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月29日より施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月26日より施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月3日より施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日より施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月14日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日より施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日より施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

基準額	対象経費	補助率等
対象者 1 人当たり日額 4, 8 1 0 円	対象者の支援にあたる 職員の人件費等	1 0 / 1 0 補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額。ただし、重度障害者支援加算が算定されている場合は、少ない方の額から当該加算を控除した後の額。

第1号様式

船橋市強度行動障害加算事業実施施設申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

法 人 名

代表者職氏名

施設の名称		
提供サービス	①	②
施設の所在地		
昨年度平均利用者数※1		
昨年度利用者平均区分※1		
昨年度平均利用者数※2		
昨年度利用者平均区分※2		
職員配置基準	指定基準上必要な生活支援員数 (A)	人
	福祉専門職員配置加算を除く加算の算定に係る生活支援員数 (B)	人
	計 (C) (= A + B)	人
強度行動障害加算事業の対象者数	人	/
加算に必要な生活支援員 (D)	人	
必要な生活支援員数 (E) (= C + D)	人	
生活支援員の現員数 (F) ※3	人	
利用者に日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師	(氏名)	
	(氏名)	
心理療法を担当する職員	(氏名)	
	(資格等)	
行動改善室・観察室	有 ・ 無	
事業開始 (変更) 年月日		

※1 生活介護等の日中に提供するサービスの利用者に係る値を記入。

※2 施設入所支援に係る値を記入。

※3 届出をする日の前月の配置状況を記入。別添の従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表の内容と一致させること。

(添付書類) ①勤務体制及び勤務形態一覧表 ②建物の平面図、各室ごとの室名及び面積一覧表 ③その他市長が必要があると認める資料

第2号様式

船橋市強度行動障害加算事業実施施設承認・否認通知書

第 号
年 月 日

住 所

法 人 名

代表者職氏名 様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった船橋市強度行動障害加算事業実施施設について
下記のとおり通知します。

記

1 承認する

2 承認しない

理由

第3号様式

船橋市強度行動障害加算事業実施施設承認事項変更届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
法 人 名
代表者職氏名

次のとおり承認を受けた内容を変更したので届け出ます。

承認内容を変更した施設		種別	
		名称	
		所在地	
変更があった事項		変更の内容	
1	施設の種別・名称・所在地		
2	各サービスの前年度平均利用者数及び利用者の平均区分		
3	生活支援員配置基準		
4	強度行動障害加算事業の対象者数		
5	必要な生活支援員数		
6	生活支援員の現員数		
7	利用者に日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師		
8	心理療法を担当する職員		
9	行動改善室・観察室		
10	勤務体制及び勤務形態一覧表		
11	建物の平面図、各室ごとの室名及び面積表		
変更年月日			

備考 変更内容がわかる書類を添付してください。

第4号様式

船橋市強度行動障害加算事業実施施設廃止・休止・再開届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
法 人 名
代表者職氏名

次のとおり強度行動障害加算事業実施施設を廃止・休止・再開しましたので届け出ます。

廃止・休止・再開する施設	種別	
	名称	
	所在地	
廃止・休止・再開した年月日		
廃止・休止した理由		
強度行動障害加算事業実施施設 に入所していた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)		
休止予定期間		

第5号様式

船橋市強度行動障害加算事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
法 人 名
代表者職氏名

年度船橋市強度行動障害加算事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請
します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 強度行動障害加算事業補助金所要額調書（別紙A）
- 3 収支予算書抄本

第6号様式

船橋市強度行動障害加算事業補助金交付可否決定通知書

指令第 号
年 月 日

住 所
法 人 名
代表者職氏名 様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった強度行動障害加算事業補助金の交付について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を得ること。

3 交付しない

理由

第7号様式

船橋市強度行動障害加算事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
法 人 名
代表者職氏名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった船橋市強度行動障害加算事業補助金に係る事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更、中止又は廃止年月日
- 2 変更、中止又は廃止の内容
変更前
変更後

第8号様式

船橋市強度行動障害加算事業補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

法 人 名

代表者職氏名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった船橋市強度行動障害
加算事業補助金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 強度行動障害加算事業補助金精算書（別紙B）
- 2 収支決算（見込）書抄本

第9号様式

船橋市強度行動障害加算事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

住 所

法 人 名

代表者職氏名 様

船橋市長

年 月 日付けで実績報告のあった船橋市強度行動障害加算事業補助金について、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付確定額 円

2 交付決定額 円

第10号様式

船橋市強度行動障害加算事業補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

法 人 名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった船橋市強度行動障害加算事業補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

円

第11号様式

船橋市強度行動障害加算事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

住 所
法 人 名
代表者職氏名 様

船橋市長

船橋市強度行動障害加算事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり補助金の返還をしてください。

返還すべき金額	円		
返 還 期 限	年 月 日まで		
返 還 の 理 由			
返 還 方 法			
指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	第 号
補 助 年 度	年度		
交 付 決 定 額	円		
既 交 付 額	円		
交 付 確 定 額	円		

第12号様式

船橋市強度行動障害加算事業補助金概算払請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

法 人 名

代表者職氏名

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった船橋市強度行動障害
加算事業補助金を下記のとおり概算払されますよう請求します。

記

円

船橋市強度行動障害加算事業補助金 所要額調書

施設名

対象経費の 支出予定額 A	寄付金その他 の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助所要額 (C、Dのいずれか 少ない方の額) E
円	円	円	円	円

(注) 1. 他市(千葉県内)で同様の認定を受けている場合。
 (1) 対象経費の支出予定額(A)は船橋市分及び他市分を按分し、船橋市分の額を記入すること。
 (2) 寄付金その他の収入予定額(B)は船橋市分及び他市分を按分し、船橋市分の額を記入すること。
 2. 基準額(D)は基準額積算内訳の合計額と一致すること。

(基準額積算内訳)

番号	利用者名	単価(円)	利用日数(日)	補助水準額(円)	重度障害者支援加算相当額(円)	基準額(円)	備考	
1								
2								
3								
4								
5								
合計額								

(注) 1. 対象者ごとに段分けて記入すること。
 2. 申請年度における施設利用期間を備考欄に記入すること。

船橋市強度行動障害加算事業補助金 精算書

施設名

対象経費の 支出済額	A	寄付金その他 の収入額	B	差引額 (A-B)	C	基準額	D	補助所要額 (C、Dのいずれか 少ない方の額)	E	交付決定額	F	補助 受入済額	G	差引過不足額	F-G
円		円		円		円		円		円		円		円	

(注) 1. 他市(千葉県内)で同様の認定を受けている場合。
 (1) 対象経費の支出予定額(A)は船橋市分及び他市分を按分し、船橋市分の額を記入すること。
 (2) 寄付金その他の収入予定額(B)は船橋市分及び他市分を按分し、船橋市分の額を記入すること。
 2. 基準額(D)は基準額積算内訳の合計額と一致すること。

(基準額積算内訳)

	利用者名	単価(円)	利用日数(日)	補助水準額(円)	重度障害者支援加算相当額(円)	基準額(円)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
合計額							

(注) 1. 対象者ごとに段分けて記入すること。
 2. 申請年度における施設利用期間を備考欄に記入すること。